

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス 提供時間	要介護度	介護報酬総額 利用料 (1日当たり)	利用者負担額 【1割負担】	利用者負担額 【2割負担】	利用者負担額 【3割負担】
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,966円	397円	794円	1,190円
	要介護2	4,534円	454円	907円	1,361円
	要介護3	5,134円	514円	1,027円	1,541円
	要介護4	5,713円	572円	1,143円	1,714円
	要介護5	6,303円	631円	1,261円	1,891円
4時間以上 5時間未満	要介護1	4,159円	416円	832円	1,248円
	要介護2	4,759円	476円	952円	1,428円
	要介護3	5,381円	539円	1,077円	1,615円
	要介護4	6,003円	601円	1,201円	1,801円
	要介護5	6,614円	662円	1,323円	1,985円
5時間以上 6時間未満	要介護1	6,110円	611円	1,222円	1,833円
	要介護2	7,214円	722円	1,443円	2,165円
	要介護3	8,329円	833円	1,666円	2,499円
	要介護4	9,433円	944円	1,887円	2,830円
	要介護5	10,548円	1,055円	2,110円	3,165円
6時間以上 7時間未満	要介護1	6,260円	626円	1,252円	1,878円
	要介護2	7,386円	739円	1,478円	2,216円
	要介護3	8,533円	854円	1,707円	2,560円
	要介護4	9,658円	966円	1,932円	2,898円
	要介護5	10,805円	1,081円	2,161円	3,242円
7時間以上 8時間未満	要介護1	7,053円	706円	1,411円	2,116円
	要介護2	8,329円	833円	1,666円	2,499円
	要介護3	9,648円	965円	1,930円	2,895円
	要介護4	10,966円	1,097円	2,194円	3,290円
	要介護5	12,306円	1,231円	2,462円	3,692円

	加 算	介護報酬総額 利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
共通	入浴介助加算(Ⅰ)	428円	43円	86円	129円	入浴介助を実施した日数
	中重度者ケア体制加算	482円	49円	97円	145円	サービス提供日数
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	600円	60円	120円	180円	個別機能訓練を実施した日数
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	192円	20円	39円	58円	サービス提供日数
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加 算減算を加えた総単位数 (所定単位数)

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額を
いったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領
収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請
を行ってください。

※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配置

基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月（又は翌翌月）の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。

◎1 単位を 10.72 円として計算しています。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	利用者のご都合によりサービスの利用を中止される場合は、キャンセル料が発生する場合があります。キャンセル料は下記の基準で請求させていただきます。	
	当日朝 8 時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日朝 8 時以降のご連絡、またはご連絡いただけなかった場合	ご利用料金相当額をいただきます
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食事の提供に要する費用	600 円（1 食当り 食材料費及び調理コスト） 運営規程の定めに基づくもの	
④ おむつ代	実費相当額	
⑤ 日常生活費	実費相当額	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を記載し利用月の翌月 15 日までに利用者あてへお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求内容を確認のうえ、請求月の 22 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）利用者指定口座からの自動振替 （イ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。